

令和2年8月4日作成

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)における愛知県看護協会の活動指針

### 警戒カテゴリー

カテゴリー	定義
A (要注意)	感染の危険が少ない場合。会議・イベント・研修会などについては、感染予防対策を徹底した上で、オンライン開催、参加人数や受講人数の制限による縮小開催なども視野に入れつつ、可能な限り、継続を図る。
B (高度警戒)	感染の危険はあるが、県の緊急事態宣言がない場合、オンライン開催を柱に継続・縮小・休止等を判断する。 新型コロナウイルス感染症関連業務、休止すると法令違反となる業務、協会の機能維持のための業務については継続する。
C (緊急事態)	国や県の緊急事態宣言などによる場合、国や県による休業要請等のある場合、協会内で感染者が発生した場合。オンライン開催を柱に縮小・休止等を判断する。

### 1. 教育（講義・演習・実習）

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	・通常通り	
1	・講義・演習の実施 ・実習の実施 ・ICTを使った遠隔授業の積極的利用	
2	・講義・講演会の実施（原則としてICTを使った遠隔講義で実施 例外として対面講義を行う場合は人数を限定の上で実施） ・実習の実施（人数を限定の上）	
3	・講義・演習の実施（対面授業は行わず、ICTを使った遠隔授業のみ実施） ・実習の実施（人数を限定の上）	
4	・ICTを使った遠隔授業のみ実施 ・中止	

## 2. 役員、教員、事務職員

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	・ 通常通り	
1	・ 通常通りの勤務	
2	・ 在宅勤務及び時差出勤の推奨	
3	・ 協会機能の維持のために必要な職員のみ出勤。その他は在宅勤務。	

## 3. 会議（常務理事会・理事会・地区支部役員会・委員会等）

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	・ 通常通り	
1	・ 対面会議を行う	
2	・ 可能な限りオンラインで実施 ・ 対面会議を行うことも可	
3	・ 陪席を含め 10 人以上の会議はオンラインで行う	個人情報保護、守秘義務等の観点からオンラインによる実施が適当でない場合は、会長等が認めた場合に限り対面会議を可とする
4	・ オンライン会議のみ	個人情報保護、守秘義務等の観点からオンラインによる実施が適当でない場合は、会長等が認めた場合に限り対面会議を可とする

#### 4. 講演会・交流会・地区支部活動（多職種連携会、公開健康講座等）

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	・通常通り	
1	・講義・講演会の実施 ・ICTを使った遠隔授業の積極的利用	
2	・講義・講演会の実施（原則としてICTを使った遠隔講義で実施。例外として対面講義を行う場合は人数を限定の上で実施）	
3	・講義・講演会の実施（対面授業は行わず、ICTを使った遠隔講義・講演会のみ実施）	
4	・ICTを使った遠隔講義のみ実施 ・中止	

#### 5. 研修生の入館制限

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	・通常通り	
1	・研修生は不必要な登校を控える ・入館した場合でも協会滞在は最短時間とする	
2	・可能な限り協会への出入り控える	
3	・新規の研修生は協会への出入り禁止 ただし、現在進行中の場合は除く	
4	・全ての研修生は協会への出入り禁止	

## 6. 外来者の入館制限

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	・ 通常通り	
1	・ 入館可 ただし、入館した場合でも協会の滞在は最短時間とする	
2	・ 協会に用務がある場合のみ、入館可 ただし、入館可した場合でも滞在は最短時間とする なお、リスクの高い地域からの不要不急の入館は自粛を要請	
3	外来者の入館禁止	

## 7. 出張・旅行（全構成員）

レベル	活動状態（感染防止措置に留意）	備考
0	通常通り	
1	リスクの高い地域への出張・旅行注意	
2	リスクの高い地域への不要不急の出張・旅行自粛	
3	緊急事態宣言が発令された場合、不要不急の出張・旅行の原則禁止 その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛	
4	全ての移動を原則禁止	